

- 1 ③ 憲法 26 条 1 項にいう「教育」には社会教育も含まれるから、「教育を受ける権利」の保障について、年齢上の制限はないと解されている。なお、社会教育とは、家庭及び勤労の場所その他社会において行われる教育をいう。
- 2 ① 犯罪捜査のために他人の建物等に立ち入ることについては、憲法 35 条が規定するように、原則として令状がなければ許されないが、警職法 6 条 1 項は、「危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助する」ことを目的として、犯罪捜査以外で立入りが認められる場合について規定している。
- 3 ⑤ 刑法 198 条参照。贈賄罪の主体に制限はない。
- 4 ④ 刑訴法上、緊急逮捕の場合における逮捕状の請求主体については、特に規定されていないが、犯罪捜査規範 120 条 1 項本文は、この点について、指定司法警察員又は当該逮捕に当たった警察官が逮捕状を請求する旨規定している。
- 5 ② 休憩する際には、その場で左足を約 20 センチメートル横に開いて休憩する。この場合、指揮官の許可がなければ談話等をしてはならない。
- 6 ⑤ 現金を搬出・搬入する際には、搬送時間帯、コース等が常時同一にならないよう指導するほか、複数で対応することや、景品買取所には必要以上に多額の現金を持ち込ませないことも指導する。
- 7 ① 犯罪に悪用されている状態にあれば、基盤そのものが合法的なものであっても、「犯罪インフラ」に含まれる。犯罪インフラは、グローバル化する犯罪にとどまらず、国内の組織犯罪、詐欺、窃盗、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされている。
- 8 ⑤ 道交法 125 条、別表第 2 参照。反則行為は、比較的軽微かつ明白、定型的な違反行為に限定される。道交法違反のうち、悪質又は危険性の高いひき逃げ、酒酔い運転、無免許・無資格運転、超過速度 30 キロメートル毎時（高速自動車国道等においては超過速度 40 キロメートル毎時）以上の速度超過違反等は除かれる。
- 9 ④ 右翼運動には、共産主義運動にみられる統一的に体系付けられた理論がなく、その考え方や指針は、指導者、団体、あるいは各個人によって異なる。この点、主な理論として日本主義（皇道主義）、国家社会主義、協同主義、農本自治主義等が挙げられるが、これらの理論は時代の変遷により解釈が変化するなどしており、純粋な形でこれらの理論を体現している右翼は少ない。
- 10 ② 畳は、その発祥地域等によって京間、中京間、江戸間など様々なサイズが存在する。現在では、使用する地域にかかわらず、施工会社やディベロッパーの商品、企画によって、サイズが決まることも多い。